

論考

曹魏（三少帝期）における州都督について

木村 政博

はじめに

魏晋時代における軍隊の運用といえば、都督制と呼ばれる軍事制度が挙げられる。都督制とは、州の軍事を統括する州都督、中外軍を統括する中外都督、臨時の軍事司令官たる大都督など、複数軍を統率する都督によって構成される軍事制度である。かかる都督制は、三国時代の魏においてなされて以降、魏晋時代における軍事制度の中心的存在として機能していたと理解されている。

しかし、筆者は「曹魏（文帝期・明帝期）における州都督について」〔『三國志研究』六、二〇一一年、以下前稿とする〕において、曹魏文帝期・明帝期の州都督運用を考察した結果、州都督はそれ単独ではあくまで州の監察者であって、「四征・四鎮將軍」や州刺史・牧といった官職があつて、はじめて軍鎮機関として機能したと結論付けた。本稿では、三少帝期（曹芳・曹髦・曹奐の三人の帝紀時期）について前稿同様、運用という点に絞って考察していきたい。^①

なお、四征將軍と表記する場合は四征、四鎮、四安、四平將軍を区別せず、鈞括弧で「四征將軍」とある場合は征東、征西、征南、征北の各將軍を指し、同じく「四鎮將軍」とある場合は鎮東、鎮西、鎮南、鎮北の各將軍を指すこととする。「四安」、「四平」についても同様である。また、州都督についても州都督や諸軍事の表記では都督、督、

監を区別せず、都督・督・監諸軍事とする場合は、都督、督、監を区別している。各人物の事跡や官職については、特に注記のない限り、『三國志』や『晋書』における該当人物の列伝、あるいは末尾の付表を参照してほしい。

一、三少帝期における州都督の運用

景初三（二三九）年、曹芳皇帝即位の時点において任用が確認できる州都督は揚州、荊州、豫州である。揚州の州都督は滿寵、荊州と豫州の州都督は夏侯儒である。しかし、同年、滿寵が高齢のため都に帰還すると、後任として王淩を都督揚州諸軍事とした。また、趙儼を監雍涼諸軍事に任命しているのは、前年に蔣琬が漢中に駐屯したためであるうか。都督ではなく監であるところを見ると、急遽任命した感も覚える。正始二（二四一）年には、夏侯儒が樊城にて朱然を退けられなかつたとして解任されると、後任として王昶を都督荊豫諸軍事とし、この樊城攻防戦において戦功のあつた胡質を都督青徐諸軍事に起用した。さらに、正始四（二四三）年、趙儼が高齢のため都に帰還すると、後任として夏侯玄を都督雍涼諸軍事とした。

王昶は司馬懿に推薦を受けたことのある人物であるが、息子の王渾は曹爽の掾に取り立てられている。^②また、王昶の前任者であつた夏侯

儒については、樊城における対応は適切な戦略だとして擁護する意見もあり、結果として大敗したわけではない。^三まして、夏侯儒は実戦経験豊富な人物であり、曹氏・夏侯氏で軍事を掌握するには貴重な人材であると思われる。同じく実戦を経験する夏侯覇も厚遇されているが、夏侯玄の下に就いている。こうしたことを鑑みると、夏侯儒は一族間での勢力争いにより失脚した可能性も十分に考えられる。王淩は、司馬懿と緊密な関係を持つ蔣済に評価された人物であるし、胡質は、その蔣済と並んで評価された人物である。^四曹爽、司馬懿、それぞれに つながりある人物を起用したことが窺える。

こうして、順次、州都督を拡大、人事を刷新していったが、新規に起用された州都督の顔ぶれは武官というより文官という印象を強く持つ。王昶、王淩、胡質といずれも州刺史任官者である。^五明帝期までは、臧覇と満龍が州都督就任より前に州刺史となつていて、揃って経歴を曹氏・夏侯氏の州都督と異にしている。かつて異例の経歴であったものが、常態化していることは、州都督の変化を裏付ける。^六

前稿で述べたように、明帝期までの曹魏では郡太守や州刺史の活躍が多く、曹叡は呉蜀に対して防衛を基本路線としていた。蜀漢に対しては曹真や司馬懿に任せる一方、孫呉に対しては自身が出征したり指示を出すことが常であった。しかし、曹叡が亡くなると、その役割は司馬懿と曹爽が担うことになる。これまで外征に活躍してきた司馬懿が中央にいる状態でどのように呉蜀を防衛するか模索した結果が、この州都督の拡大であったと考えられる。図らずも明帝期における州都督の運用縮小によって、州都督が曹氏・夏侯氏の寡占を離れ、氏族に関係なく州都督を任命出来る下地が形成されていたことが、州都督の運用拡大を容易にしたものと思われる。^七

正始の政変が起こると、州都督の様相にも当然ながら変化があらわ

れる。特筆すべきは、当該時期の昇進である。毋丘儉は左將軍・監豫州諸軍事から鎮南將軍・都督豫州諸軍事へ、王昶は征南將軍から征南大將軍・儀同三司へ、郭淮は征西將軍から車騎將軍・儀同三司へと昇進している。儀同三司となれば三公に準じるような權威を持ち、開府ともなれば実権という点についても強化される。^八その儀同三司以上の資格を、嘉平三（二五二）年の時点で、王淩「仮節鉞・太尉・都督揚州諸軍事」、王昶「仮節・征南大將軍・都督荊豫諸軍事・儀同三司」、郭淮「節不明・車騎將軍・都督雍涼諸軍事・儀同三司」と、対吳蜀戦線の主な州都督が持つことは、これまで縮小されていた州都督の運用を考慮せずとも、尋常ではない。ここまでして州都督の地位を高めようとする意図は何であったのか。

政権を掌握したばかりの司馬懿としては、外患よりも内患を処理するほうが優先であったはずである。呉蜀の対応については、下手に人を動かさず、論功行賞も兼ねて、これまでどおりの人物に委任し安定を図ることにしたのである。正始の政変による州都督の人事異動は、夏侯玄に代わり郭淮が都督雍涼諸軍事となったことのみである。司馬懿は、曹操時代より自身に対する嫌疑の目を気にしていたのであり、事を起こさないようにと子弟に戒めていた。地方軍権を手放すことで、そうした周りの目を反らせようという狙いもあったのかもしれない。もっとも、司馬懿自身が政権基盤拡大や国家纂奪に腐心しなければ、特段、地方軍権に手を付ける必要性もない。しかしながら、そのため権力を預けた者は、自身につながりある人物とはいえず、王淩と密接な関係を持つ人物であった。王昶は王淩の舎弟であり、郭淮は王淩の義弟である。

王淩は地方にあって力を持つと、それを頼りに曹彪を皇帝に擁立し都を許昌に置こうと図つたという。毋丘儉や司馬昭はいざ知らず、事

によると王昶なら自分に与してくれる、少なくとも敵愾心を燃やすこととはないだろうという算段もあったのかもしれない。任地が離れているが郭淮もしかりである。しかし、当時、許昌の守りには司馬昭が当たっており、渦中に息子を派遣しているあたり、司馬懿は王凌の行動を予見していたのかもしれない。

その司馬懿が亡くなり、司馬師政権となつて最初の大事といえれば東興での敗戦である。かかる大戦において撤退に成功したという石苞が監青州諸軍事となり、鄧艾が都督隴右諸軍事となつた。都督雍涼諸軍事の司馬望は、大魏之純臣・司馬孚の子であり、司馬師、昭との権力闘争を避け外に出た経緯が語られている。都督隴右諸軍事は、そうした司馬望に期待が持てないために設置されたとも考えられる。^九しかし、州都督の分化、重複が進んでも、州都督の力は減退することなく、王凌の場合は反乱を未然に防ぐことができたが、毋丘儉、諸葛誕の場合、一方面の支配を揺るがせる事態へと発展したのであり、そのところを検討してみたい。

正元二（二五五）年、毋丘儉の反乱時について、都督淮北諸軍事の司馬昭は、蜀漢における姜維の北伐に対応するため、西方に向向き、上記反乱時においては中領軍を兼ね洛陽に駐屯している。王基の監軍は反乱平定時、賈充の監淮北諸軍事も反乱平定後である。つまり、淮北諸軍事が不在、もしくは任命されていない。甘露二（二五七）年における諸葛誕の反乱においても、都督淮北諸軍事・陳騫は反乱平定後であり、青徐地方でも監青州諸軍事の石苞が駐屯するばかりである。いずれも淮北諸軍事の不在を突くような形となっている。

都督荊豫諸軍事の夏侯儒は、樊城攻防戦において兵力不足で直接救援に赴けなかった。満寵は孫権の合肥侵攻の宣伝に対して揚州だけでなく兗豫州の軍兵も招集した。後には寿春との連携や敵を誘引するため

とはいえ、拠点を合肥から合肥新城へと移し防衛線を下げている。^{一〇}これ以降、合肥新城をめぐる攻防が続くが、毋丘儉や諸葛誕の反乱を見てもわかるように、時代が下るにつれ揚州の拠点は寿春へと移っている。かかる変化は、軍事体制、州都督の変化によるものだろう。州都督が多くの軍隊を率い、民事にも関与するようになると、地形上の軍事拠点至すぎない合肥新城より、州都たる寿春に駐屯したほうがよい。諸葛恪が東興の戦い後、合肥新城を包囲したように、新城が棄てられなければいけないが、魏側も新城を是が非でも救援する体勢はとっていない。そもそも諸葛恪自身、当初は淮南での掠奪を計画していた。^{一一}

諸葛恪に限らず、孫呉は合肥新城が堅固なうえ人員物資等得るものが少ないためであろう、次第に六安や芍陂などの生産拠点到攻撃を仕掛けることが多くなっている。曹魏の食糧増産に危機感を強くしたことも一因だろうが、揚州諸軍事の拠点が合肥新城から寿春へと後退したことが大きく関係しているだろう。拠点が後退すれば長江北岸に侵攻しやすくなる。諸葛恪も司馬懿が圧力をかけてくるまでは長江北岸に駐屯し、隙を窺っては掠奪を行っていた。^{一二}こうしたことから、王昶の監督する荊州では、逆に州都督を州都たる宛から前線に近い新野へと移動している。^{一三}

西晋時代のことであるが、羊祜は石城以西を支配下に置く一方、夏口を掠め取られたり、弋陽や江夏への掠奪を許したりしている。それについて詰問を受けた羊祜は、江夏は襄陽から八百里先にあり、賊の知らせを受けたときには、既に去ってしまったから、歩兵を動かしても救うことはできないと答えている。江北諸軍事の設置をやめてからの後手が目立つ。前線に防衛拠点を複数設けないまま、州都督を統合したことで監督範囲が広がり、遠距離での危急に対応できなくなってしまう様子が窺える。^{一四}州刺史や郡太守から州都督へと防衛機能

の中心が移行すると、州都督のもとに戦略を集約することができると、前線への対応が遅れ、隙が多くなる。²⁵⁾

また、三少帝期においては、趙儼（河東か）典農中郎将、大司農、毋丘儉「洛陽の典農（中郎将か）」、劉靖「大司農」、石苞「鄴の典農中郎将」、何曾「汲の典農中郎将」、司馬望「洛陽の典農中郎将」、鄧艾「稻田守叢草吏、典農綱紀」、賈充「汲の典農中郎将」と、州都督就任者に典農関連の職を任官している人物が目につく。かかる経験は屯田兵の掌握や開発事業に生かされることもあっただろう。これも州都督が曹氏・夏侯氏に縛られることなく、適材適所に人物を任用できるようになった結果である。²⁶⁾

諸葛誕は寿春の守りと孫呉の援軍を頼み、座して死を待った感があるが、文欽や朱異らが野戦において立て続けに敗北しているなか、魏国内の変事や呉蜀の侵攻、豪雨といった天変に期待するのも理解できない。淮南及び淮北郡県の屯田吏兵十余万に揚州の軍兵四、五万、一年間の食糧を収集したことが、籠城という選択を後押ししたことは想像に難くない。これだけの大軍、兵糧を確保できた理由は、軍事を州都督の下に集結する動向と屯田開発が施策されたことにあるだろう。司馬懿、鄧艾などによる屯田開発によって、食糧のみならず屯田兵も増加していたはずである。²⁷⁾

そして、『晋書』卷二・文帝紀・甘露四（二五九）年六月の条に、四年夏六月、荊州を分かちて二都督を置く、王基は新野を鎮め、州泰は襄陽を鎮む。石苞を都督揚州、陳騫を都督豫州、鍾毓を都督徐州、宋鈞を監青州諸軍事に使ふ。

と記載されているように、かかる年、州都督を大きく再編する。荊州は新野と襄陽を拠点に二分された。すなわち荊州諸軍事と江南諸軍事である。次に豫州の独立である。豫州諸軍事は荊州諸軍事とともに任

命されることが常であったが、それをやめている。徐州と青州も独立して州都督が任命されるようになった。それにともない、王基が揚州から荊州へ、陳騫が淮北から豫州へ、石苞が青州から揚州へと異動している。

この再編の契機となったのは、十七年以上も都督荊豫諸軍事を務めた王昶の死去であったと思われる。徐州諸軍事については、鍾毓の後任が確認できず、任命されていない可能性も高い。景元三（二六二）年には、蜀征伐の準備として、司馬望を召還して涼雍諸軍事の運用を停止、都督関中諸軍事・鍾会を任命している。翌年に鍾毓が亡くなり、後任の都督荊州諸軍事には都督江南諸軍事であった陳騫が就くが、この時に江北諸軍事が設置されたものと思われる。

州都督間の人事異動というのは、東興の敗戦を受けた毋丘儉と諸葛誕の配置交換に始まるが、以降続く州都督の人事異動や再編については、淮南における相次ぐ反乱を受け、地方軍権者に力を持たせないためと指摘される。²⁸⁾それを否定するつもりはないが、都督揚州諸軍事の石苞は、西晋建国まで一貫して揚州に赴任している。丁奉の策謀もあり結局召還されたとはいえ、泰始四（二六八）年まで彼の地に居たことは先の理由に沿うものではない。そもそも防衛線の守備を頻繁に改変するのは好ましくないだろう。州都督の再編、人事異動を頻繁に行っているのは、あくまで荊豫州だけなのである。鄧艾や司馬望、何曾が五年以上州都督を勤め、魯芝もその程度の任期がある。

荊州が分割されたことにより任命された都督荊州諸軍事の王基、都督江南諸軍事の州泰は、嘉平二（二五〇）年に王昶とともに孫呉へ侵攻し戦功のあった人物であり、その経験を買われたものと思われる。かかる侵攻作戦とは、征南將軍・都督荊豫州諸軍事・王昶が江陵へ、揚烈將軍・荊州刺史の王基が夷陵へ、新城太守の州泰が巫・秭帰・房

陵へ攻撃を仕掛けるというものであった。複数路からの侵攻作戦は、東興の戦いや蜀征伐戦に似ており、敵の相互救援を断ったり、一方軍の失敗を補うことができるなどの利点がある。

すると、この荊州諸軍事の分割は、鍾会の都督関中諸軍事の任命と同じように呉征伐のためとも考えられる。曹爽・司馬懿政権時に任命された毋丘儉の豫州諸軍事もまた呉征伐の準備であったかもしれない。曹爽は蜀征伐を補給で失敗しているため、兵糧輸送が比較的容易な呉征伐を計画していたとしてもおかしくはない。しかれば、州都督の分割は、一辺倒に地方軍権の縮小を目的と考えるのは適切ではない。都督荊州諸軍事の王基、鍾毓はそれを極官として亡くなっており、都督江南諸軍事の州泰も同様と思われる。したがって、彼らの任期が短いのは意図したものではなかった可能性も高い。

二、三少帝期における四征將軍と州都督

先行研究においては、州都督及びその任命を受ける將軍号、特に四征將軍の品官が必ずと言ってよいほど取り上げられていた²⁹。そのため議論が尽くされており、重ねて述べることは避けるが、職官に関する志と『魏志』から推測される運用状況に齟齬が見られる部分について若干私見を述べたい。

『宋書』卷三十九・百官志上・征東將軍の条に、

漁豢曰わく、四征、魏武帝置き、秩二千石。黄初中位三公に次ぐ。漢舊、諸征は偏、裨、雜號と同じくす。

とあるが、四征將軍は黄初年間において三公に次ぐ最高位の將軍号とするのは早計と思われる。また、『通典』卷三十六・職官十八・魏官置九品第二品に、

諸四征、四鎮、車騎、驃騎將軍、諸大將軍。

とあるものを、単語順そのままに序列であるとすることも早計と思われる。「四征將軍」から驃騎・車騎・衛將軍へと異動している人物が複数確認できるうえ、王昶や石苞が「四征大將軍」から驃騎將軍へと異動している。黄初中にも曹仁が征南將軍から車騎將軍へと異動している。実際の運用から考察すれば、曹魏建國から滅亡まで一貫して大、驃騎、車騎、衛、四征、四鎮、四安、四平、雜号の順であったと思われる。四征將軍が四征大となっても大將軍扱いではなく、あくまで四征將軍扱いである。

とはいえ、黄初中、つまり文帝期の大、驃騎、車騎將軍は、公孫恭や孫権、州都督でありながら遊軍的な曹仁、州都督の任命を受けていない曹洪など、実権という点においては四征將軍の下と理解してもよい状況であった。『宋書』卷三十九・百官志上・車騎將軍の条に、

魚豢曰わく、魏世、車騎都督爲らば、儀四征と同じくす。若し都督爲らざれば、持節と雖も四征なる者に屬し、前後左右、雜號將軍と同じ。其れ或いは散還して文官の例に従はば、則ち位は三司に次ぐ。晉・宋の車騎、衛、復た四征の督する所と爲さざるなり。

とあるのは、そうした実態をあらわしていることだろう。だからこそ、四征將軍の形骸化についても、品官の下落という観点だけではなく、運用の実態からも見ていく必要があるだろう。

文帝期は、『四征・四鎮將軍』+都督諸軍事」を基本として、曹休、夏侯尚が州刺史・牧を兼任し、司馬懿や趙儼が臨時的な州都督として督ないし監諸軍事に任命されていた。しかし、曹芳が即位すると、州都督の設置が増加し、これまでの体制に大きな変化をもたらしたのが「仮節・左將軍・監豫州諸軍事・領豫州刺史・毋丘儉」の任命である。この任命は、「四征・四鎮將軍」より下の官位、一族以外で

の州刺史との兼任、一州に複数人の州都督と、いずれも初めての試みであって、その後の州都督の運用を決定づけたといつて過言ではない。これ以降、基本的に「四征將軍+都督諸軍事」と「上記以外の將軍+監諸軍事+州刺史」と二つの系統が生じることとなる。

四征將軍は、王基が東方に赴く際には行鎮東將軍が任命され、司馬昭が西方に赴く際には行征西將軍が任命されるなど、曹魏未まで名を冠した四方に派遣される將軍号として徹底されていた。²⁰本来「東」を冠すると思われる都督淮北諸軍事・司馬駿が平南將軍となっており、これが平東の間違いでなければ、当時、魯芝が平東將軍であつたために平南しか任命できなかった可能性が高い。前將軍・滿寵はそれほど年月を経ないうちに征東將軍に昇進し、征虜將軍・王沈も同じように鎮南將軍に昇進している。

伏波將軍・盧欽も、鎮東將軍・石苞や安東將軍・陳騫がいて「四鎮・四安將軍」が埋まっている。且つ、後述するように平東が魯芝ないし司馬駿を嚆矢とするなら、当時空いている四征將軍はない。そのため、州都督の始祖とも目される夏侯惇にならつて伏波將軍に任命されたものと思われる。すなわち、臨時的に任命されたものを除き、「四征將軍+都督諸軍事」から外れるのは、後將軍・都督荊州諸軍事・鍾毓と征虜將軍・都督江南諸軍事・州泰のみと言つてよい。しかし、この二人は、五年ほどしか設置期間が確認できない江南諸軍事設置期間中の荊州地域の州都督であり、これがかかる任命につながっている可能性が考えられる。

「四安將軍」については、安西將軍で関中都督になっている夏侯楙がおり、彼を除くと「四安將軍」において、はじめて州都督との任命が確認できるのは、安西將軍・司馬昭である。関中に駐屯し、郭淮とともに姜維を退けたとあるから、夏侯楙の先例にならつていよう

思える。司馬昭はその後、安東將軍・督（監）淮北諸軍事へと転任したが、²¹当時、東方には、征東將軍・胡遵、鎮東將軍・毋丘儉がいて「四征・四鎮將軍」が埋まっている。「四平將軍」において、州都督との任命がはじめて確認できるのは、平東將軍・監青州諸軍事・魯芝ないし平南將軍・都督淮北諸軍事・司馬駿である。魯芝の場合、監諸軍事にはじめから「四征・四鎮將軍」を任命するわけにはいかなかったのだろう。司馬駿の場合は先述のとおりである。

三少帝期になつて州都督が増加したことにより、「四征・四鎮將軍」だけでは対応できなくなり、「四安・四平將軍」が州都督の任命を受ける將軍号として確立されたと考えられる。それには、当時の権力者たる司馬氏の就任が作用しているとして間違いないだろう。それでは、「四征・四鎮將軍」が統監指揮を担い、州都督が監察を担うという構造にはどのような変化があつたのだろうか。

四征將軍と州都督の記載を比べた場合、州都督は、各列伝者の官職歴を紹介する場面に限られるが、四征將軍は様々な場面で登場する。

『魏志』帝紀において、州都督の記述が見られるのは、卷四・高貴郷公紀・甘露二（二五七）年六月の条の「吳使持節都督夏口諸軍事鎮軍將軍沙羨侯孫壹」、同上・陳留王紀・咸熙元（二六四）年九月の条の「以（呂）興爲督交阯諸軍事、上大將軍、定安縣侯」及び「其以興爲使持節、都督交州諸軍事、南中大將軍、封定安縣侯」のみであり、自国の州都督任命に関する記述は皆無と言つてよい。州都督の任命を受けている人物も、四征將軍をはじめとして他の官位のみが記載されるということである。

しかし、官の記載を省くということは、国家的人物の名譽を考慮すると考えにくい。州都督の官位は低く、そもそも品位を持たない単なる職掌を明記したものに過ぎないのかもしれない。以下、二つほど具

体例を引いてより丁寧に検証していきたい。

『魏志』卷二十八・毋丘儉伝注引『儉欽等表』に、

賊退きて東關を過ぐ、坐ち自ら眾を起こし、三征同に進み、…。

——（中略）——三征及び州郡國典農に移し、各部ぶ所の吏民を安
慰し、妄動を得ず。

とある。これは、毋丘儉、文欽が反乱する際の上奏文である。「三征」という文言が二箇所登場しているが、最初の三征は東興の戦いに参加した三人の四征將軍を指すものであるから、征南大將軍・都督荊豫諸軍事・王昶、鎮南將軍・都督豫州諸軍事・毋丘儉、鎮東將軍・都督揚州諸軍事・諸葛誕、征東將軍・胡遵のいずれかだろう。次の「三征」については、所属する吏民を安んじて妄動しないようにと文書を回したものであるから、全国もしくは淮南周辺の四征將軍、征南大將軍・都督荊豫諸軍事・王昶、鎮東將軍・都督揚州諸軍事・諸葛誕、征東將軍・胡遵、征北將軍・都督河北諸軍事・何曾ら、あるいはこのうちのいずれかを指すものと思われる。注目すべきは、文書の送り先が、三征及び州郡國典農であつて州都督ではないということである。州を統監するのは州都督ではなく四征將軍であつたことが窺える。

また、『魏志』卷二十八・諸葛誕伝注引『世語』に、

長史賈充以爲らく宜しく參佐を遣わし四征を慰勞すべしと。是て充をして壽春に至らしむ。充還り文王（＝司馬昭）に啟す、誕再び揚州に在りて、威名有り、民望歸する所。今徴せば、必ず來ず、禍は小なし事は淺し、徴さずば、事は遅し禍は大なり。」乃ち以て司空と爲す。

とある。これは、司馬昭に対して行つた賈充の進言である。「四征」とは文字通り四征將軍のことだろうから、征西將軍・都督雍涼諸軍事・司馬望、鎮西將軍・都督隴右諸軍事・鄧艾、鎮南將軍・都督豫州諸

軍事・王基、征東大將軍・都督揚州諸軍事・諸葛誕、征北將軍・都督河北諸軍事・何曾を指すものと思われる。しかし、それでは驃騎將軍・都督荊豫諸軍事の王昶が省かれてしまう。この慰勞が諸葛誕の司空任命へと繋がつてもいるわけで、長年対吳戦線にいる彼を外すということは考えにくい。また、かかる人員は甘露二（二五七）年に基づくものだが、前年を基にすれば、衛將軍・胡遵が存命で、彼も長年青徐州に赴任している。実際の官と符合しないにも関わらず、四征と言つていたのである。

そして、これらはいずれも裴松之注によるものであるが、州都督の記載は見られない。四方を統監するものは四征將軍であるという理解があつたからこそと思われる。ただし、この州都督は正確に言えば、都督諸軍事である。なぜなら、監諸軍事については、「監軍」という表記で官職歴の紹介場面以外でもいくつか見られるからである。それについても事例を挙げつつ、さらに検証していきたい。

毋丘儉・文欽反乱時、『魏志』卷二十八・毋丘儉伝に、

大將軍（＝司馬師）汝陽に屯し、監軍王基をして前鋒諸軍を督せしめ、南頓に據り以て之を待つ。

とあり、また、諸葛誕反乱時、同上・諸葛誕伝に、

又監軍石苞、兖州刺史州泰等をして銳卒を簡びて遊軍と爲し、以て外寇に備わしむ。

とあり、蜀征伐時、同上・鄧艾伝に、
文王（＝司馬昭）監軍衛瓘をして艾を諭さしむ、事は當に報を須つべし、宜しく輒行すべからず。

とある。王基、石苞、衛瓘それぞれの本官を確かめてみると、王基は荊州刺史・揚烈將軍、石苞は奮武將軍、衛瓘は廷尉である。いずれも監督を職掌とする官でない。すなわち、州都督は本官たる四征將軍と

と職掌を同じくしていたために、記載が省略されたと考えられる。

王昶は司空に昇進すると「遷司空、持節、都督如故（『魏志』卷二十七・王昶伝）」と記載され、鄧艾が太尉、鍾会が司徒となったときも「艾爲太尉、會爲司徒、皆持節、都督諸軍如故（『魏志』卷二十八・鍾会伝）」と記載される。郭淮の「淮爲車騎將軍、儀同三司、持節、都督如故（『魏志』卷二十六・郭淮伝）」や、曹休の「遷大司馬、都督揚州如故（『魏志』卷九・曹休伝）」、司馬懿の「太尉爲太傅、持節統兵都督諸軍事如故（『魏志』卷四・齊王紀・景初三（二二九）年の条）」にも同様の表記が確認できる。

この「如故」という表記は四征將軍より上の官位に昇進した際に見られるものであり、わざわざかかる文言を入れるということは、四征將軍に認められる統監あるいは州都督の任命を受けるということが、他官にはないことを示している。一方で、司空や司徒には軍権がないはずだから、都督諸軍事にこそ軍権があったと理解することができる。実際の方面司令官は都督諸軍事でありながら、毋丘儉や文欽、賈充らが、四征將軍を方面司令官と認識しているということは、まさに四征將軍の形骸化と言えよう。^(二四)しかし、四征將軍は、名を冠した四方に派遣される將軍号として徹底されていたし、州都督の増加にもなつて、黄権のように実権のともなわれない就任者が減少したことも確かなことである。

四征將軍は、地方統監を担う方面司令官から州都督の官位をあらわす存在へと変化し、都督諸軍事は、監察官から方面司令官へと変化した。官位の四征將軍、実権の州都督という捉え方もできるだろう。州都督が官職歴を紹介する場面以外で記載されず、毋丘儉や文欽、賈充らの認識からすると、州都督は依然として官位を持たない、形式的には州を統監するのはあくまで四征將軍ということなのだろう。三公で

あつてもそれは四征將軍の昇進した形態であつて、鄧艾、鍾会を例に取って言うなれば、征西太尉、鎮西司徒なのである。

そして、都督諸軍事が方面司令官となったことで新たな監察職が必要となり、監諸軍事がその任にあてられたものと思われる。早くは趙儼が、督荊豫二州諸軍の司馬懿とともに監荊州諸軍事、監豫州諸軍事任命されている。これは司馬懿に対しての監察であろうし、監雍涼諸軍事は持節領護官の徐邈に対しての監察であつたかもしれない。監諸軍事の事例を見れば、みな独立した軍事行動というよりは、総司令官たる司馬師、司馬昭らの指示を直接受けて行動しているように思える。

『晋書』卷三十三・石苞伝に、

文帝（＝司馬昭）の東関に於いて敗るるや、苞は獨り軍を全うして退く。帝は持する所の節を指し苞に謂ひて曰わく、此を以て卿に授け、以て大事を究めざるを恨む。乃ち苞を遷して奮武將軍・仮節・監青州諸軍事と爲す。諸葛誕淮南に挙兵するに及び、苞は青州諸軍を統べ、兖州刺史州泰、徐州刺史胡質を督して、鋭卒を簡びて遊軍と爲り、以て外寇に備ふ。

とある。司馬昭（師？）は石苞に節を授けて軍を監督させるべきであつたと悔やみ、彼を監諸軍事に任命している。節を持ち出すところは、呉質のような監察者たる州都督が思い起こされる。また、本文中に引用した『魏志』諸葛誕伝とはやや異なり、石苞は青州諸軍を統べる一方、兖州と徐州の刺史を督し、監諸軍事が総司令官の代行者的存在であることを窺わせる。

『魏志』卷四・齊王紀・嘉平四（二五二）年十二月の条注引『漢晋春秋』に、

時に司馬文王（＝司馬昭）監軍と爲り、諸軍を統べる、唯だ文王の爵を削るのみ。

とある。しかし、『晋書』卷二・文帝紀には、

尋いで都督に進號す、征東將軍胡遵、鎮東將軍諸葛誕を統べ吳を
伐ち、東關に于いて戰ふ。二軍敗績し、坐て侯を失ふ。

とあり、司馬昭の官職が一致していない。記載の詳細からすると『晋書』のほうが適切と思えるが、『漢晋春秋』が監軍としたこともまた理解し得る。この時の状況は、東興の戦いにおいて、司馬昭が四征將軍、州都督の諸軍を統率していたというものであるが、まさに総司令官の代行者的存在であり、統監を担う、元來の州都督を彷彿させる。しかれば、既に方面司令官と化した都督諸軍事より、監諸軍事のほうが適合しているわけである。習鑿齒も官職というより役割として「監軍」と表記したのかもしれない。

監諸軍事の任命を受ける將軍号は、前後左右將軍が比較的多い。前後左右將軍といえは、樂進や于禁といった曹魏建国の名將が任命されていた將軍号である。彼らは都督とならずに、事あるごとに代わる代わる起用され征討に派遣されていた。三国鼎立以降、そうした性格の任命は薄れていったものの、再びかかる性格を帯びて任命されるようになったと考えられる。それは、中央からの指示を直接受け、総司令官の代行者となる監諸軍事の將軍号として適合するものであったからである。

州都督に都督、監、督の三種があつたことは、『晋書』職官志や『宋書』百官志などの史料により周知のことである。督諸軍事は、重要性が低い州都督であつた呉質や許允、臨時的な任命であつた司馬懿や李胤など、都督諸軍事の下位的な存在であつたことが窺える。しかしながら、監諸軍事はこれまで見てきたように単純に都督諸軍事の下位とは認めにくい。西晋の三国統一まで、明確な本官が確認できない監諸軍事も趙儼、王基、衛瓘、賈充、宋鈞、胡奮、司馬輔と多く確認

できる。しかれば、監諸軍事はやはり監察を職掌として用いられるものであつたと思われる。

監諸軍事の任命される州は、豫州、青州が取り分け多く、西晋の三国統一まで、豫州は王沈以降、司馬亮、胡威、王渾と全て監諸軍事であり、青州も石苞、宋欽、魯芝、その後の衛瓘を除いて、胡威と監諸軍事である。これらの州は呉蜀と境界を接しない州であり、対外戦争の少ない国富増産の地である。青州諸軍事は石苞の後、徐州と兼任されず単独の任命となつている。それは、青州が孫呉からの侵攻も少なくなり淮南三反も平定し、動乱の地から国富増産の地へとなつたことで、孫呉と接する徐州と分離したほうがよいとの考えからと思われる。河北も華廩と衛瓘の後任たる胡奮、司馬輔、劉弘は監諸軍事となつており、衛瓘の離間策などにより北方異民族が衰退したことが一因と推測される。

また、淮北を含めた豫州は州都督間の人事異動が頻繁に行われた州である。陳騫が淮北から荊州へ、王沈が豫州から荊州へと異動している。西晋建国直後になるが、盧欽が淮北から荊州へ、司馬亮が豫州から関中雍涼へと異動している。石苞も青州から揚州へと異動しているが、こうした州は、後背地として州都督の訓練場のような機能も果たしていたと考えられる。州都督未経験者や武功がない人物が起用されることが多く、その後に呉蜀の前線に送られている。司馬氏の後継者を担うべき司馬駿も淮北で、司馬亮も豫州で初めて州都督を経験している。司馬昭自身も淮北の州都督任官者である。司馬佃が任命された右將軍・監兖州諸軍事・兖州刺史も同様のことと考えられる。

監諸軍事は州刺史を兼任することが多い。それは、動乱の地から国富増産の地へとなつたことにより、民政も司る州刺史のほうが適任となつてきたためだろう。かかる任命は監察というより統監という面が

強い。形式に見て都督諸軍事の任命は「四征將軍（軍指揮州統監）＋都督諸軍事（監察）」であり、監諸軍事の任命は「四征將軍以外の將軍号（軍指揮）＋監諸軍事（監察）＋州刺史（州統監）」である。ともに軍指揮＋州統監＋監察という構造であることがわかる。これが監諸軍事が都督諸軍事の低位互換となっている所以だろう。

三、三少帝期における州都督と持節領護官

前稿にて、明帝期に州都督の運用が縮小する一方、持節領護官の権限が拡大することを述べた。それでは州都督の運用が拡大する三少帝期においてはどうか、^(二六)まず、持節領護官の運用状況を確認していこう。

幼い皇帝を擁して政權運用に注力したい曹爽、司馬懿にとつて、地方に面倒事を抱えるのは避けたいはずである。異民族対策において功績が顕著な田豫を護匈奴中郎將として再び持節領護官に起用している以降、護匈奴中郎將には名のある人物が就任しており、常設されていることが確認できるが、その任命経緯は放逐といつて差し支えないものである。孫礼は曹爽に嫌われ、司馬懿から「忍不可忍」と声を掛けられた。石鑿も朝廷から嫌われて就いたものである。魯芝は正史の政変で失脚した後、司馬懿に許されて就いた官職であるが、もとは処分対象であった人物である。孫礼は匈奴王劉靖一派が盛強で、鮮卑がしばしば辺境を寇するために就任したというが、田豫、陳泰、魯芝については鎮撫慰撫の功績が簡単に記されるのみであり、石鑿については任官の記載のみである。

ただし、『晋書』卷五十六・江統伝における『徒戎論』によれば、咸熙年間（二六四年～二六五年）に匈奴の一勢力が大きすぎるので三

つに分けたという。^(二七)この咸熙年間には護匈奴中郎將の石鑿が確認できず。したがって、現地の監督をしていたのは彼であったと思われる。

放逐の持節領護官であっても、閑職とまでは至ってなかったようである。守備の撤廃や無能の人材を派遣するまではいかなくとも、朝廷が嫌う人物の放逐先として都合の良いものであったことが窺える。烏丸鮮卑への対応も同様で、朝廷から放逐した杜恕を当てたものの、それ以降の就任者が確認できず、警戒感の薄れが見て取れる。^(二八)

護烏丸校尉については、田豫が分離離反の策謀を巡らせ、異民族の力を削ぐことに注力したことが知られ、王雄が暗殺という手を使い軋比能を排除し、毋丘儉が烏丸単于寇婁敦や遼西烏丸都督率衆王護留を降伏させた。杜恕は、征北將軍程喜に糾弾され失職したことが記されるのみである。異民族に対して積極的に攻勢に出ているのは文帝期の護烏丸校尉・田豫くらいである。護鮮卑校尉は牽招しか確認できないから、その職務は護烏丸校尉に受け継がれたものと考えられる。また、毋丘儉の遼東、高句麗征伐については、公孫淵討伐によつて新たに東夷と国境を接したことが発端であり、旧来より衝突し続けていた北方や西方の異民族対応と同じく論じるのは誤りであろう。すると、三少帝期において異民族を討伐することによつて功績を残しているは李熹くらいである。

その李熹を含めた護羌校尉について見てみると、蘇則是麴演、張進、黄華らの反乱を平定し、徐邈はその統治の様子が詳述され、西域と交通がなされ、異民族が入貢したのは、みな彼の勲功であると称えられたという。王琰については、列伝もなく護羌校尉として名前が見えるだけである。李熹は華夷を安定させ、甚だ聞こえた功績が有り、羌族が塞を侵犯したときには、独断で軍を深く侵攻させ、大いに打勝ち獲得し、馮奉世、甘延寿と比べられたという。鄧艾には直接異民族に対

しての功績は記されていないが、姜維は羌族との連携を模索していたから、それが関係するだろう。

ただし、異民族への対応は持節領護官のみならず州刺史も受け持っていた。三少帝期においては、雍州刺史郭淮の活躍が知れる。しかし、郭淮は州都督へと異動になると、異民族関連の記述が消失してしまう。他の雍涼諸軍事たる趙儼、夏侯玄、陳泰、司馬望も異民族に対しては功績を残していないようである。したがって、異民族対策は、趙儼と夏侯玄が雍涼諸軍事であったときは、雍州刺史である郭淮が、郭淮、陳泰、司馬望が雍涼諸軍事であったときは、涼州刺史・領護羌校尉である李憲が担っていたと考えられる。

ところが、鄧艾のみは持節領護官や州刺史ではないのに異民族対策に関する記述がある。傅玄からは鮮卑に対して行った徙民政策を批判されており、名譽回復を願った段灼によれば、羌族が蜀討伐における功第一であったという。また、唐彬は鄧艾について、驕慢な振る舞いと専断から人心を失い、事業のためにしばしば民衆を使役して、隴右は甚だ患苦しつづけたと痛烈に批判している。この民衆に異民族も含まれる可能性は高い。ただし、これらはみな鄧艾の死後であって、田豫や杜恕のように生前に問題視され更迭されるような事態とはなっていない。それだけ四征將軍+都督諸軍事の権威は重かったのだろうか。はたまた、姜維の北伐や羌族の対応は彼以外にこなせないものであったのだろうか。

『魏志』卷二十六・牽招伝に、

太和二（二二八）年、護馬邑校尉田豫塞より出でて、軻比能の爲に故馬邑城に於いて圍まれる所、招に移し救を求む。招即ち兵馬を整勅し、豫を赴禁せんと欲す。并州常憲を以て招を禁ず、招以爲らく節將圍まれる、吏議に於いて拘はらべからず、自ら表し軻

行す。

とある。当時、牽招は雁門太守ないし右中郎將・雁門太守であったと思われるが、故馬邑城への救援は禁止されていたという。馬邑は雁門郡に属しているはずなのにどういうことであろうか。故馬邑城は雁門郡の領域といえども、塞より外は異民族の領域であって、郡太守の権限では進入不可能であったのか。あるいは、郡太守には専断による戦鬪行為は許可されていなかったのか。両方ということも考えられる。

一方で田豫は塞や長城を越えて異民族領内へ進入している。李憲も塞を侵犯した羌族に対して反撃に出て深く侵入して大勝したというから、これも境界たる塞を越えての軍事行動とも考えられる。ただし、これは李憲の専断であって、功績によつて譴を免れたとある。蘇則も詔が有るなか命令に違反して専断したという。持節領護官とはいえ、専断専行の軍事行動は許可されていなかったようである。すると、塞や長城を越えての軍事行動も通常は禁止されていた可能性が高く、軍事行動に対してかなり制限があったように思える。

護馬邑校尉の田豫は王雄一派の画策があつたとはいえ、部下を処分しないことを評価される曹叡によつて更迭されている。それは穏和的な政策と相容れない、こうした田豫の姿勢があつたのかもしれない。しかし、赴任する場所は都から離れた辺境の地であつて、危急の際は都からの指示を待っているにもならない場合も多々あつたことだろう。しかれば、専断専行もやむを得ず、軍事行動を起こすことになるのだろうか。

しかし、『魏志』卷十六・杜畿伝付杜恕伝に、

官に至り未だ期せず、鮮卑大人の兒有りて、關塞を由らず、徑ちに數十騎を將いて州に詣る。州は従い來る所の小子一人を斬り、表を言上する無し。（程）喜是に於いて恕を劾奏す、廷尉に下り、

當に死すべし。

とあるように、持節領護官それ単独でみれば、境界たる塞を窓口とした異民族の管理程度であったものと考えられる。文帝期では北方、西方ともに州都督が機能しておらず、梁習や張既などが州刺史として異民族を相手に功績を残していた。明帝期では威光により異民族を手なづけ境界を設定することを目的として、「州刺史十節十領護官十將軍」という複合的な強力な方鎮機関を誕生させた。三少帝期においてもそれは継続され、李憲を除いて、そうした持節領護官が存在している間は常設の州都督が確認できない。

毋丘儉、杜恕、田豫、陳泰、孫礼、魯芝の就任期間のほとんどは、河北諸軍事が任命されておらず、杜恕、魯芝の後任が確認できなくなるのと同ほ時期を同じくして河北諸軍事が任命されるようになる。そうしてから任命された石鑿は將軍号を持っていない。州都督が方面司令官となった三少帝期においては、地方の鎮守を持節領護官から州都督へと移行させたことが窺える。石鑿、李憲、鄧艾と仮節であり、一段階権限が下がっている。李憲が例外的であるのは、羌維の北伐があり、異民族への対応と両立させることが困難であったからだろうか。戦功については結果であって、目的としては郭淮の監視という可能性も考えられる。文欽の言動からすれば、郭淮も毋丘儉や文欽の同志である。

持節領護官が活躍していた時期の州都督である呉質、あるいは呂昭、程喜のいずれにも異民族対応の功績は記されていない。劉靖については、民夷を別にすべきとして、辺守を開拓、險要に屯拠したことは知れるが、異民族討伐についての具体的な功績は伝わらない。寧ろ民夷を別にすべきという方針からは、異民族との境界を明確にしようとする意図が窺える。杜恕が程喜に糾弾された原因は異民族への対応であ

った。これは四征將軍や州都督ではなく、持節領護官にその責任があることを示している。

持節領護官が確認できなくなつてからの州都督も、陳本や何曾の事跡は伝わらず、許允は任命を受ける際に司馬昭から「小事」と言われている^(三三)。また、先に述べていることであるが、咸熙年間に匈奴を三分割した際には、石鑿が持節領護官を拝命している可能性がある。こうしたことから、地方の鎮守が持節領護官から州都督へと移行した後も、州都督の職責はあくまで州軍の監督にあるのであって、異民族に対してはその職責を負わないものと推測される。

鄧艾は、匈奴の單于を入朝させたことにより、羌族は統率者を失い離合し、これにより万里の彼方まで規範に従順したが、單于への尊崇は日に日に低下しており、外地にいる者の權威が重くなっているから、充分に防備をしなければならぬと述べる一方、国内の羌族に対しては、外へ出し、教育によつて邪悪さを塞ぐようにと述べている^(三五)。しかし実際の対応は、中国国内へ徙民し使役するという、かつての意見とは全く異なるものであった。姜維が各種の羌族を味方にできれば隴より西は魏から切断して支配できると考えていたように、雍涼州ではかなりの数の異民族が各地に点在しており、不安定な状態であった。段谷の戦いを境に安定に向かったとはいえず、姜維の北伐により、異民族を支配下に置いて開拓の労力や戦の戦力としなければ、有利な体制を維持できない状況が続いていたのかもしれない。鄧艾は以前に南安太守として都督雍涼諸軍事・郭淮の下で働いていたのであり、机上の空論を述べたものではないだろう。鄧艾が南安太守であった頃は、費禕が健在であり、その後の度重なる姜維の北伐を予測できず、諸葛亮亡き今こそ異民族との区別を図るべきと考えていたのかもしれない。

異民族が曹魏の戸籍に入れば、直接曹魏の支配化に入ることになる。

鄧艾は徙民政策を進め、異民族を曹魏の支配化に入れたからこそ、その使役は州都督の権限によってなされたのだろう。殊に羌族の住む場所、長城という極めて明確な境界の外ではなく、中国の領域内に点在していたことから、持節領護官ではなく州都督の権限の及ぶ範囲と捉えられる要素がある。鄧艾の領東羌校尉については、同時期に李暉が護羌校尉としていたためとも考えられるが、東羌校尉はこの鄧艾を嚆矢とし、西晋において多く任命されている一方、西羌校尉はほとんど確認できない。羌族が隴西方面へと進出し、中国領内に点在していたことを裏付ける。

おわりに

州都督については、小尾氏が、「州都督は本来、民政長官である州刺史（州牧）や郡太守、一軍を率いる武將（將軍）に対して領職として与えられたもので、官品に列せられる本官ではなかったと思われる。」と述べ、越智氏が、「本来『四征』將軍は官号であり、州都督は職名である」と述べているように、本来、州都督に品官はなかったと推測されるが、魏一代を通じても品官を持ち得たか疑問である。州都督の記載は官職歴紹介以外の場面では登場せず、四征將軍こそが州を統監する官であるとの理解が窺えるからである。また、都督諸軍事の任命は「四征將軍（軍指揮州統監）＋都督諸軍事（監察）」であり、監諸軍事の任命は「四征將軍以外の將軍号（軍指揮）＋監諸軍事（監察）＋州刺史（州統監）」と理解することが可能であり、州都督はあくまで監察官である。

持節領護官もまた州都督とともに論じられる。^{三九}石井氏は、南中、幽州、交趾などの地域をして、「外から見れば、そこは中国の玄関口、

人とモノが交差する交通の要所である。三国時代、このような場所に強力な権限をもつ政府の出先機関が設置されたことは、何を意味するのか。後漢末以後における都督制度の展開と、中国を含む東アジアの政治社会情勢は、あきらかにリンクしている。このような視点から、都督制度の果たした役割というものを、あらためて考えてみる必要があると思う。」^{四〇}としている。これは、曹魏において持節領護官にこそ当てはまる。州都督は国内を向いて支配地域を監督するものであり、持節領護官は国外を向いて支配地域を監督するものであるからである。この違いこそ、節を持ち監督するという両官が両立した理由と考える。とはいえ、州都督が方面司令官となった三少帝期においては、地方の鎮守を持節領護官から州都督へと移行させているから、石井氏の提言ももつともなことではある。

三少帝期においては、軍事司令官を務められる皇帝の不在により、「四征將軍＋都督諸軍事」に地方軍務を付託した。そうしたなかで、都督諸軍事の設置が拡大すると、四征將軍より州都督の運用によって軍事行動を統制するようになったと推測される。（開府）儀同三司に象徴されるような権威付けによって一層、州都督の力は強大となり、周辺地域の州都督不在を突く形で反乱が起こることとなった。しかし、州都督の分化や人事異動については、権限の抑制という以外にも、呉蜀平定の準備や西晋建国の人材育成という面も看過できない。三少帝期の州都督は、形式的には監察官であったが、実質的には方面司令官であった。かつて都督が後漢王朝ではなく曹操をはじめとした群雄のもとで変化を遂げ、三国時代に都督制として成立したように、司馬氏のもとで運用の拡大を遂げた州都督が、西晋、東晋時代にあつて軍事の主となったことは必然である。

《注》

(一) 都督制の基礎的研究については、小尾孟夫「序章 六朝時代における軍制史研究の現状と課題」(小尾孟夫著『六朝都督制研究』漢水社、二〇〇一年)に纏められているが、特に魏晋期の州都督の変化については、石井仁「六朝都督制研究の現状と課題」『駒澤史学』六四、二〇〇五年、石井 a と略称、越智重明「晋代の都督」『東方学』一五、一九五九年、越智 a と略称、同氏「魏晋時代の四征將軍と都督」『史淵』一一七、一九八〇年、越智 b と略称、小尾孟夫「曹魏における『四征』將軍」『広島大学教育学部紀要』第二部 二六、一九七八年、『六朝都督制研究』に所収、小尾 a と略称、同氏「晋代における將軍号と都督」『東洋史研究』三七・三、一九七八年、同上所収、小尾 b と略称、森本淳「曹氏政権の崩壊過程に関する一試論—軍事権との関係を中心に—」『アジア史研究』二五、二〇〇一年、森本 a と略称、同氏「魏晋無血革命論—都督の人選を中心として—」(森本淳著『三国軍制と長沙呉簡』汲古書院、二〇一二年、森本 b と略称)、姚念慈・邱居里「西晋都督制度演變述略」『北京師範大学学报』一九九八年第二期、薛重力「魏晋時期都督制的建立与職能轉變」『天津師範大学学报(社会科学)』一九九二年第四期、張鶴泉「西晋都督諸州軍事制度試探」『六朝文化國際學術研討會暨中國魏晉南北朝史学会第六屆年會論文集』一九九八年九月)、同氏「西晋將軍兼任都督諸州軍事制度的考察」『河北學刊』二〇一三年第二期、張論文と略称)などを参照。なお、森本氏の論文は全て『三国軍制と長沙呉簡』に収められており、軍制部分を参照するとともに所収の記載を省く。

(二) 『魏志』卷二十七・王昶伝に、「太尉司馬宣王(司馬懿)以昶應選。」とあり、『晋書』卷四十二・王渾伝に、「辟大將軍曹爽掾。」とある。

(三) 『魏志』卷十五・張既伝注引『魏略』に、「正始二(二四一)年、朱然圍樊城、城中守將乙修等求救甚急。(夏侯) 儒進屯鄧寨、以兵少不敢進、但作鼓吹、設導從、去然六七里、翱翔而還、使修等遙見之、數數如是。月餘、及太傅(司馬懿)到、乃俱進、然等走。時謂儒爲怯、或以爲噍以少疑、得聲救之宜。儒猶以此召還、爲太僕。」とある。

(四) 『魏志』卷二十八・王凌伝注引『魏氏春秋』に、「太傅(司馬懿)嘗從容問蔣濟、濟曰、(王) 凌文武俱贍、當今無雙。」とあり、『魏志』卷二十七・胡質伝に、「胡質字文德、楚國壽春人也。少與蔣濟、朱續俱知名於江、淮間、仕州

郡。」とある。

(五) 森本淳「曹魏における刺史と將軍」『中央大学人文研究紀要』五六、二〇〇六年を参照。

(六) 前稿拙稿、森本淳「曹魏軍制史—曹操軍団拡大過程からみた一考察」『アジア史研究』二二、一九九八年、森本 a などを参照。

(七) 森本 a を参照。

(八) 『通典』卷二十四・職官十六・文散官や『晋書』卷二十四・職官志では「開府儀同三司」は黃權に始まるとしているが、『三国志』本文中では、孫苞に関して「開府辟召儀同三司」(『魏志』卷四・高貴郷公紀・甘露一(二五七)年六月の条)とあるのみで、「開府儀同三司」と「儀同三司」が全く同一であるかは疑問が残る。『三国志集解』・『蜀志』卷十三・黃權伝も参照。

(九) 『魏志』卷二十八・鄧艾伝に、「(甘露) 二(二五七)年、拒姜維于長城、維退還。遷征西將軍、前後增邑凡六千六百戶。」とあるが、『魏志』卷四・陳留王紀・景元三(二六二)年冬十月の条に、「冬十月、蜀大將軍姜維寇洮陽、鎮西將軍鄧艾拒之、破維于侯和、維遁走。」とある。付表では、景元三年に鍾会が鎮西將軍になり、鄧艾が征西將軍になったという推測を採る。ただし、『蜀志』卷十四・姜維伝には、「魏大將軍司馬懿拒之、鄧艾亦自隴右、皆軍于長城。」とあるから、鄧艾は、司馬懿が征西將軍から昇進した時点で四征將軍に昇進したとも考えられる。

(一〇) 夏侯儒については注(三)にあるとおりで、滿龍については『魏志』卷二十六・滿龍伝に、「(黃初) 四(二三三)年、拜龍征東將軍。其冬、孫權揚聲欲至合肥、龍表召亮豫諸軍、皆集。」とあり、同上に、「其(合肥) 西三十里、有奇險可依、更立城以固守、此爲引賊平地而掩其歸路、於計爲便。」とある。

(一一) 『魏志』卷四・齊王紀・嘉平五(二五三)年四月の条注引『漢晋春秋』に、「今(諸葛) 恪悉其銳眾、足以肆暴、而坐守新城、欲以致一戰耳。若攻城不拔、請戰不得、師老眾疲、勢將自走、諸將之不徑進、乃公之利也。」(中略)「敕毋丘儉等案兵自守、以新城委吳。」とあり、『呉志』卷十九・諸葛恪伝に、「恪意欲曜威淮南、驅略民人、而諸將或難之曰、今引軍深入、疆場之民、必相率遠遁、恐兵勞而功少、不如止圍新城。新城困、救必至、至而圍之、乃可大獲。恪從其計、迴軍還圍新城。」とある。

(一二) 『呉志』卷十九・諸葛恪伝に、「恪乞率眾佃廬江、皖口、因輕兵襲舒、掩得其

- 民而還。」とある。
- (三) 『魏志』卷二十七・王昶伝に、「昶以爲國有常恩、戰無常勝、地有常俟、守無常勢。今屯宛、去襄陽三百餘里、諸軍散屯、船在宣池、有急不足相赴、乃表徙治新野、習水軍于二州、廣農墾殖、倉穀盈積。」とある。
- (四) 『晋書』卷二十四・羊祜伝を参照。
- (五) 州都督、州刺史、郡太守の統属関係については、竹園卓夫「後漢・魏における地方鎮撫に関する一考察」、『東北大学東洋史論集』二、一九八六年、竹園論文と略称)を参照。
- (六) 『魏志』卷二十三・裴潜伝に、「出爲魏郡、潁川典農中郎將、奏通貢舉、比之郡國、由是農官進仕路泰。」とあり、これもその下地になつていと思われ。
- (七) 曹魏の屯田制については多くの研究があり、逐一紹介することは割愛したいが、西嶋定生「魏の屯田制―特にその廢止問題をめぐつて―」、『東洋文化研究所紀要』一〇、一九五六年、西嶋定生著『中国經濟史研究』東京大学出版、一九六六に所収)は、典農官と司馬氏の関連や州都督による屯田開發に言及しているため、まず参考とすべき文献として挙げておく。なお、魏晉の水利に関しては、佐久間吉也著『魏晉南北朝水利史研究』明開書院、一九八〇年に詳しい。
- (八) 石井 a、越智 a b、小尾 a b、森本 a などを参照。
- (九) 注(一)の諸論文を参照。
- (一〇) 『魏志』卷三十・王基伝に、「諸葛誕反、基以本官行鎮東將軍、都督揚豫諸軍事。」とあり、『晋書』卷一・文帝紀に、「蜀將姜維又寇隴右、揚聲欲攻狄道。以帝行征西將軍、次長安。」とある。
- (一一) 督(監) 淮北諸軍事という記載は、『魏志』と『晋書』とで表記が異なるからである。詳しくは本文に後述している。
- (一二) 前稿拙稿を参照。
- (一三) 監軍については、「參軍事考―六朝軍府僚属の起源をめぐつて―」、『文化』五一―三・四、一九八八年)、「曹魏の護軍について」、『日本文化研究所研究報告』二六、一九九〇年)、「漢末州牧考」、『秋大史学』三八、一九九二年、石井 b と略称)、「三國魏の征蜀將軍について」、『三國志研究』二、二〇〇七年) など石井仁氏の一連の研究を参照。
- (一四) 石井 a、越智 a b、小尾 a b などを参照。
- (一五) 森本 a を参照。

- (一六) 前稿拙稿を参照。
- (一七) かかる州都督の三等制については、小尾 b、山口正晃「曹魏西晋時期的都督与將軍」、『魏晉南北朝隋唐史資料』第二十輯、二〇〇三年)、張論文などを参照。
- (一八) 三國時代から西晋にかけての持節領護官及び異民族については、石井 b、内田吟風著『北アジア史研究 朝阜柔然突厥篇』同朋舎出版一九七五年、同氏『北アジア史研究 匈奴篇』同朋舎出版一九八八年、船木勝馬「三國時代の鮮卑について」、『中央大学文学部紀要』八〇、一九七六年)、同氏「烏桓校尉・匈奴中郎將をめぐる諸問題」(江上波夫教授古稀記念事業会編『江上波夫教授古稀記念論集歴史篇』山川出版社一九七七年)、同氏「西晋時代の并州と幽州」、『中央大学文学部紀要』八四、一九七七年)、唐長孺「魏晉雜胡考」などを参照。
- (一九) 『魏志』卷三・明帝紀・太和五(三三二)年夏四月の条に、「夏四月、鮮卑附義王軻比能率其種人及丁零大人兒禪詣幽州貢名馬。復置護匈奴中郎將。」とあるが、田豫までの任官者は不明である。
- (二〇) 町田氏は、これ以降の匈奴分割をいわゆる五部分割として、曹操が実施したことと異議を唱えている。町田隆吉「二・三世紀の南匈奴について」、『晋書』卷一〇一劉元海載記解釈試論』、『社会文化史学』一七、一九七九年)を参照。
- (二一) 西晋初期においてもかかる傾向が見られることは、山口洋「西晋時代の秦州―武帝期における河西鮮卑対策」、『アジア史研究』二三、一九九九年)を参照。
- (二二) 『晋書』卷四十七・傅玄伝、同上・卷四十八・段灼伝、同上・卷四十二・唐彬伝を参照。
- (二三) 陳本の州都督を『魏方鎮年表』では劉靖の前任と比定するが、何曾の後任者と華廙並びに衛震の前任者が特定できないため、その間の州都督の可能性も高いのではないと思う。付表ではかかる推測を採る。
- (二四) 『魏志』卷九・夏侯尚付夏侯玄伝注引『魏略』に、「大將軍(司馬師)與(許)允書曰、鎮北雖少事、而都典一方、念足下震鼙鼓、建朱節、歷本州、此所謂著繡書行也。」とある。
- (二五) 『魏志』卷二十八・鄧艾伝を参照。
- (二六) 『魏志』卷十四・姜維伝に、「維自以練西方風俗、兼負其才武、欲誘諸羌胡以

爲羽翼、謂自隴以西可斷而有也。」とある。

(三) 小尾 b を参照。

(三) 越智 b を参照。

(三) 石井 b、竹園論文などを参照。

(四) 石井仁「呉・蜀の都督制度とその周辺」、『三國志研究』一、二〇〇六年）を参照。また、石井氏は『三國志研究』四、二〇〇九年に収録される「第五四回 国際東方学者会議 東京会議 シンポジウム VI 『漢魏交替期における社会と文化』のうち『地方分権化』と都督制」においても異民族と州都督の関係性に言及している。

〔付表〕 曹魏の州都督

表記説明・補足

『三國志』、『晋書』をもとに作成した。州都督の場合「節号・將軍号・都督号・州刺史牧・就任者名」であり、持節領護官の場合「州刺史・節号・將軍号・領の有無・就任者名」である。領の有無とは護官に領を冠するかである。異動変遷年について特定可能であったものは「/」、不特定であったものは「-」である。就任年・退任年について特定可能であったものは記号不表示、不特定であったものは「↑」である。「↑」は前年と「↓」は後年と同一であることを示す。

付表に記載していない州都督、持節領護官として、曹仁「車騎將軍、都督荊揚益州諸軍事」〔延康元年～黄初四年?〕（本伝）、曹休「都督青徐」〔文帝期〕〔『魏志』卷十八・臧霸伝注引『離略』、桓範「使持節、征虜將軍、東中郎將、都督青徐諸軍事」〔明帝期の一時期〕〔『魏志』卷九・曹真伝付曹爽伝注引『魏略』〕、趙儼「監荊州諸軍事、假節」〔明帝期・不行〕（本伝）、趙儼「監豫州諸軍事」〔明帝期の一時期〕（本伝）、王基「行監軍、假節、統許昌軍」〔毋丘儉反乱平定時〕（本伝）、許允「鎮北將軍、假節、督河北諸軍事」〔嘉平六年・不発〕〔『魏志』卷九・夏侯尚付夏侯玄伝）、司馬佃「右將軍、監兗州諸軍事、兗

州刺史」〔司馬昭政權期〕（本伝）、衛瓘「持節、監艾會軍事」〔司馬昭政權蜀征伐時〕（本伝）、李胤「西中郎將、督關中諸軍事」〔司馬昭政權蜀征伐時〕（本伝）、温恢「涼州刺史、持節、領護羌校尉」〔黄初年間・道病卒〕（本伝）、王琰「護羌校尉」〔文明帝期詳細不明〕〔『魏志』卷二十三・常林伝〕が確認できる。また、曹休「都督諸軍事」（本伝）と夏侯尚「都督南方諸軍事」（本伝）については、地域が具体的でないため、曹休であれば青州や徐州、夏侯尚であれば豫州もという可能性がある。本伝は、該当人物の列伝のことを指す。

并州	并州・護匈奴中郎將	幽州	幽州・護烏丸校尉, 護鮮卑校尉	政權	西暦	元号
使持節・北中郎將・督・吳質		使持節・北中郎將・督・吳質	持節・田豫, 使持節・牽招	曹丕	220年	黃初 1
使持節・北中郎將・督・吳質		使持節・北中郎將・督・吳質	持節・田豫, 使持節・牽招	曹丕	221年	黃初 2
使持節・北中郎將・督・吳質		使持節・北中郎將・督・吳質	持節・田豫, 使持節・牽招	曹丕	222年	黃初 3
↑ 仮節・振威・都督・吳質		↑ 仮節・振威・都督・吳質	持節・田豫	曹丕	223年	黃初 4
仮節・振威・都督・吳質		仮節・振威・都督・吳質	持節・田豫	曹丕	224年	黃初 5
仮節・振威・都督・吳質		仮節・振威・都督・吳質	持節・田豫	曹丕	225年	黃初 6
仮節・振威・都督・吳質		仮節・振威・都督・吳質	持節・田豫	曹丕 / 叡	226年	黃初 7
仮節・振威・都督・吳質		仮節・振威・都督・吳質	持節・田豫	曹叡	227年	太和 1
仮節・振威・都督・吳質		仮節・振威・都督・吳質	持節・田豫	曹叡	228年	太和 2
仮節・振威・都督・吳質		仮節・振威・都督・吳質	↑ 刺史・不明・領・王雄	曹叡	229年	太和 3
↑ 鎮北・呂昭		↑ 鎮北・呂昭	刺史・不明・領・王雄	曹叡	230年	太和 4
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	刺史・不明・領・王雄	曹叡	231年	太和 5
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	刺史・不明・領・王雄	曹叡	232年	太和 6
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	刺史・不明・領・王雄	曹叡	233年	太和 7 / 青龍 1
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	刺史・不明・領・王雄	曹叡	234年	青龍 2
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	刺史・不明・領・王雄	曹叡	235年	青龍 3
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	↑ 刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹叡	236年	青龍 4
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹叡	237年	青龍 5 / 景初 1
鎮北・呂昭		鎮北・呂昭	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹叡	238年	景初 2
↑ 征北・程喜		↑ 征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹叡 / 芳・曹爽	239年	景初 3
征北・程喜	領刺史・使持節・加振威・田豫	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	240年	正始 1
征北・程喜	領刺史・使持節・加振威・田豫	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	241年	正始 2
征北・程喜	領刺史・使持節・加振威・田豫	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	242年	正始 3
征北・程喜	領刺史・使持節・加振威・田豫	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	243年	正始 4
征北・程喜	↑ 刺史・使持節・加振威・陳泰	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	244年	正始 5
征北・程喜	刺史・使持節・加振威・陳泰	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	245年	正始 6
征北・程喜	刺史・使持節・加振威・陳泰	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	246年	正始 7
征北・程喜	刺史・使持節・加振威・陳泰	征北・程喜	刺史・使持節・加度遼・毌丘儉	曹芳・曹爽	247年	正始 8
征北・程喜	↑ 刺史・使持節・加振武・孫礼	征北・程喜	↑ 刺史・使持節・加建威・杜恕	曹芳・曹爽	248年	正始 9
征北・程喜	↑ 刺史・持節・振威・領・魯芝	征北・程喜	刺史・使持節・加建威・杜恕	曹芳・曹爽 / 司馬懿	249年	正始 10 / 嘉平 1
征北・程喜	刺史・持節・振威・領・魯芝	征北・程喜		曹芳・司馬懿	250年	嘉平 2
征北・程喜	刺史・持節・振威・領・魯芝	征北・程喜		曹芳・司馬懿 / 曹芳	251年	嘉平 3
↑ 仮節・鎮北・都督・劉靖	刺史・持節・振威・領・魯芝	↑ 仮節・鎮北・都督・劉靖		曹芳・司馬懿	252年	嘉平 4
仮節・鎮北・都督・劉靖	刺史・持節・振威・領・魯芝	仮節・鎮北・都督・劉靖		曹芳・司馬懿	253年	嘉平 5
↑ 仮節・鎮北・都督・何曾		↑ 仮節・鎮北・都督・何曾		曹芳 / 髦・司馬懿	254年	嘉平 6 / 正元 1
↑ 仮節・征北・都督・何曾		↑ 仮節・征北・都督・何曾		曹髦・司馬懿 / 曹髦	255年	正元 2
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹髦・司馬懿	256年	正元 3 / 甘露 1
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹髦・司馬懿	257年	甘露 2
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹髦・司馬懿	258年	甘露 3
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹髦・司馬懿	259年	甘露 4
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹髦 / 奩・司馬懿	260年	甘露 5 / 景元 1
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹奩・司馬懿	261年	景元 2
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹奩・司馬懿	262年	景元 3
仮節・征北・都督・何曾		仮節・征北・都督・何曾		曹奩・司馬懿	263年	景元 4
↑ 仮節・鎮北・都督・陳本		↑ 仮節・鎮北・都督・陳本		曹奩・司馬懿	264年	景元 5 / 咸熙 1
仮節・鎮北・都督・陳本	刺史・仮節・石鑿	仮節・鎮北・都督・陳本		曹奩・司馬懿	265年	咸熙 2

淮北	揚州	徐州	青州	青州
	仮節・鎮南・都督・曹休		仮節・鎮東・都督・臧霸	
	仮節・鎮南・都督・曹休		仮節・鎮東・都督・臧霸	
	↑ / 仮節・征東・都督・領刺史・曹休 / ↓		仮節・鎮東・都督・臧霸	
	仮黄鉞・征東大・都督・領刺史・曹休 / ↓		仮節・鎮東・都督・臧霸	
	仮黄鉞・征東大・都督・牧・曹休		仮節・鎮東・都督・臧霸	
	仮黄鉞・征東大・都督・牧・曹休			
	仮黄鉞・征東大・都督・牧・曹休			
	仮黄鉞・大司馬・都督・牧・曹休			
	仮黄鉞・大司馬・都督・牧・曹休			
	↑ / 仮節鉞?・前・都督・滿寵			
	↑ / 仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	仮節鉞?・征東・都督・滿寵			
	↑ / 仮節・征東・都督・王凌			
	仮節・征東・都督・王凌			
	↑ / 不明・車騎・都督・三司・王凌	↑ 仮節・征東・都督・胡質	↑ 仮節・征東・都督・胡質	
	不明・車騎・都督・三司・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	不明・車騎・都督・三司・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	不明・車騎・都督・三司・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	不明・車騎・都督・三司・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	不明・車騎・都督・三司・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	不明・車騎・都督・三司・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	↑ / 不明・司空・都督・三公・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	↑ / 仮節鉞・太尉・都督・三公・王凌	仮節・征東・都督・胡質	仮節・征東・都督・胡質	
	仮節鉞・太尉・都督・三公・王凌	↑ / ↓ 不明・征東・胡遵	↑ / ↓ 不明・征東・胡遵	
持節・安東・都督・司馬昭 / ↓	↑ / 仮節・鎮東・都督・諸葛誕	不明・征東・胡遵	不明・征東・胡遵	
持節・安東・都督・司馬昭	仮節・鎮東・都督・諸葛誕	不明・征東・胡遵	不明・征東・胡遵	
持節・安東・都督・司馬昭	↑ / 仮節・鎮東・都督・毌丘儉	不明・征東・胡遵	不明・征東・胡遵	仮節・奮武・監・石苞
持節・安東・都督・司馬昭	仮節・鎮東・都督・毌丘儉	不明・征東・胡遵	不明・征東・胡遵	仮節・奮武・監・石苞
汲の典農中郎将?・監・賈充	↑ / 不明・鎮東大・都督・三司・諸葛誕 / ↓	↑ ↓ 不明・征東大・胡遵 / ↓	↑ ↓ 不明・征東大・胡遵 / ↓	仮節・奮武・監・石苞
仮節・鎮軍・都督・陳泰	不明・征東大・都督・三司・諸葛誕	不明・衛・胡遵	不明・衛・胡遵	仮節・奮武・監・石苞
	↑ / 不明・行鎮東・都督・王基			仮節・奮武・監・石苞
使持節・安東・都督・陳騫	↑ / 不明・征東・都督・王基			↑ / 仮節・鎮東?・監?・石苞
↑ / 不明・伏波・都督・盧欽	↑ / 仮節・鎮東・都督・石苞	仮節・後・都督・鐘毓	不明・不明・監・宋鈞	仮節・鎮東?・監?・石苞
不明・伏波・都督・盧欽	仮節・鎮東・都督・石苞	仮節・後・都督・鐘毓	不明・不明・監・宋鈞	
不明・伏波・都督・盧欽	↑ ↓ 不明・征東大・都督・石苞	仮節・後・都督・鐘毓	↑ ↓ 不明・振武・監・刺史・魯芝	
不明・伏波・都督・盧欽	不明・征東大・都督・石苞		不明・振武・監・刺史・魯芝	
↑ ↓ 仮節・平南・都督・司馬駿 ↓ ↓	不明・征東大・都督・石苞		↑ ↓ 不明・平東・監・刺史・魯芝	
↑ / 仮節・安東大・都督・司馬駿	不明・征東大・都督・石苞		不明・平東・監・刺史・魯芝	
仮節・安東大・都督・司馬駿	↑ / 不明・驃騎・都督・石苞	不明・鎮東・都督・衛瓘	↑ / 不明・鎮東・監・刺史・魯芝	

涼州・護羌校尉	涼州	雍州	隴右，東羌校尉	關中
金城太守・蘇則	仮節・鎮西・都督・曹真	仮節・鎮西・都督・曹真		持節・安西・都督・夏侯楙
	仮節・鎮西・都督・曹真	仮節・鎮西・都督・曹真		持節・安西・都督・夏侯楙
	仮節・鎮西・都督・曹真	仮節・鎮西・都督・曹真		持節・安西・都督・夏侯楙
				持節・安西・都督・夏侯楙
刺史・使持節・領・徐邈				持節・安西・都督・夏侯楙
刺史・使持節・領・徐邈				持節・安西・都督・夏侯楙
刺史・使持節・領・徐邈				
刺史・使持節・領・徐邈				
刺史・使持節・領・徐邈	不明・大將軍・都督・司馬懿	不明・大將軍・都督・司馬懿		
刺史・使持節・領・徐邈	不明・大將軍・都督・司馬懿	不明・大將軍・都督・司馬懿		
刺史・使持節・領・徐邈	不明・大將軍・都督・司馬懿	不明・大將軍・都督・司馬懿		
刺史・使持節・領・徐邈	不明・大將軍・都督・司馬懿	不明・大將軍・都督・司馬懿		
刺史・使持節・領・徐邈				
刺史・使持節・領・徐邈				
刺史・使持節・領・徐邈				
↑ 刺史・使持節・加建威・領・徐邈				
刺史・使持節・加建威・領・徐邈	仮節・征蜀?・監・趙儼	仮節・征蜀?・監・趙儼		
刺史・使持節・加建威・領・徐邈	↑ 不明・征西・都督・趙儼	↑ 不明・征西・都督・趙儼		
	不明・征西・都督・趙儼	不明・征西・都督・趙儼		
	不明・征西・都督・趙儼	不明・征西・都督・趙儼		
	↑ / 仮節・征西・都督・夏侯玄	↑ / 仮節・征西・都督・夏侯玄		
	仮節・征西・都督・夏侯玄	仮節・征西・都督・夏侯玄		
	仮節・征西・都督・夏侯玄	仮節・征西・都督・夏侯玄		
	仮節・征西・都督・夏侯玄	仮節・征西・都督・夏侯玄		
	仮節・征西・都督・夏侯玄	仮節・征西・都督・夏侯玄		
	仮節・征西・都督・夏侯玄	仮節・征西・都督・夏侯玄		
	仮節・征西・都督・夏侯玄	仮節・征西・都督・夏侯玄		
↑ 刺史・仮節・加揚威・領・李惠	↑ / 不明・征西・都督・郭淮	↑ / 不明・征西・都督・郭淮		
刺史・仮節・加揚威・領・李惠	↑ / 不明・車騎・都督・三司・郭淮	↑ / 不明・車騎・都督・三司・郭淮		
刺史・仮節・加揚威・領・李惠	不明・車騎・都督・三司・郭淮	不明・車騎・都督・三司・郭淮		
刺史・仮節・加揚威・領・李惠	不明・車騎・都督・三司・郭淮	不明・車騎・都督・三司・郭淮		
刺史・仮節・加揚威・領・李惠	不明・車騎・都督・三司・郭淮	不明・車騎・都督・三司・郭淮		
刺史・仮節・加揚威・領・李惠	不明・車騎・都督・三司・郭淮	不明・車騎・都督・三司・郭淮		
刺史・仮節・加揚威・領・李惠	↑ / 仮節・征西・都督・陳泰 / ↓	↑ / 仮節・征西・都督・陳泰 / ↓	仮節・安西・領東羌・鄧艾	
刺史・仮節・加揚威・領・李惠	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	↑ / 不明・鎮西・都督・鄧艾	
	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	不明・鎮西・都督・鄧艾	
	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	不明・鎮西・都督・鄧艾	
	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	不明・鎮西・都督・鄧艾	
	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	不明・鎮西・都督・鄧艾	
	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	不明・鎮西・都督・鄧艾	
	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	不明・鎮西・都督・鄧艾	
	持節・征西・都督・司馬望	持節・征西・都督・司馬望	↑ 不明・征西・都督・鄧艾	仮節・鎮西・都督・鍾會
			↑ / 不明・太尉・都督・三公・鄧艾	↑ / 仮節・司徒・都督・三公・鍾會
			↑ / 仮節・中護軍・都督・賈充	↑ / 仮節・中護軍・都督・賈充 / ↓
				使持節・鎮西・都督・衛瑾